

資料 1

長崎市觀光・MICE振興審議会 第1回 小委員会 資料

令和7年7月
文化觀光部

目次

1 小委員会における協議内容(案)	…P1～P2
2 宿泊税について	…別紙【資料2】
3 課税状況	…P4～P5
4 税収の使途及び活用額(R5～R7)	…P6～P19
5 直近に導入及び導入予定の他都市の状況	…P20～23
6 令和7年度に導入予定の他都市の状況	…P24～26
7 アンケート調査結果(宿泊事業者)	…別紙【資料3】
8 アンケート調査結果(R6年度日本人観光動向調査)	…別紙【資料4】
9 県内自治体の宿泊税導入に関する動き	…P29～30
10 次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ	…P31～36
11 税率体系の比較	…P37～39

1 小委員会における協議内容(案)

1 小委員会における協議内容(案)

	協議内容	提供資料
第1回 (7月)	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)小委員会における協議内容（案） (2)宿泊税施行後の状況 (3)他都市の導入状況、見直し検討状況 (4)宿泊事業者等アンケート調査結果 (5)県内自治体の宿泊税導入に関する動き 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要（導入経過の概要含む） ・課税状況（収入額、宿泊者数） ・税収の使途及び活用額（R5～R7） ・他都市の導入状況、見直し検討状況、今後導入予定の状況 ・アンケート調査結果（宿泊事業者、宿泊者（観光動向調査）） ・県内自治体の宿泊税導入に関する動き
	<p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)宿泊税の使途について <ul style="list-style-type: none"> ・使途の方向性 ・分類に紐づく事業 ・活用についての留意事項 (2)税率について 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期戦略の基本方針（案）及び宿泊税の活用イメージ ・税率体系の比較検討
第2回 (8月)	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回小委員会での主な意見と対応方針 <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)税率について (2)使途について <ul style="list-style-type: none"> ・効果の検証 (3)見直し時期について 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用の想定事業費（概算） ・活用内容に見合った税率（税額）（税率ミレージョン） ・活用の評価指標（何をもって活用の効果を計るか）
第3回 (9月)	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回小委員会での主な意見と方向性 <p>2 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)報告書（案）について 	

2 宿泊税について

別紙【資料2】

3 課税状況

2 課税状況

(1)概要

ア 課税客体(税金のかかる対象)

長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

イ 納税義務者

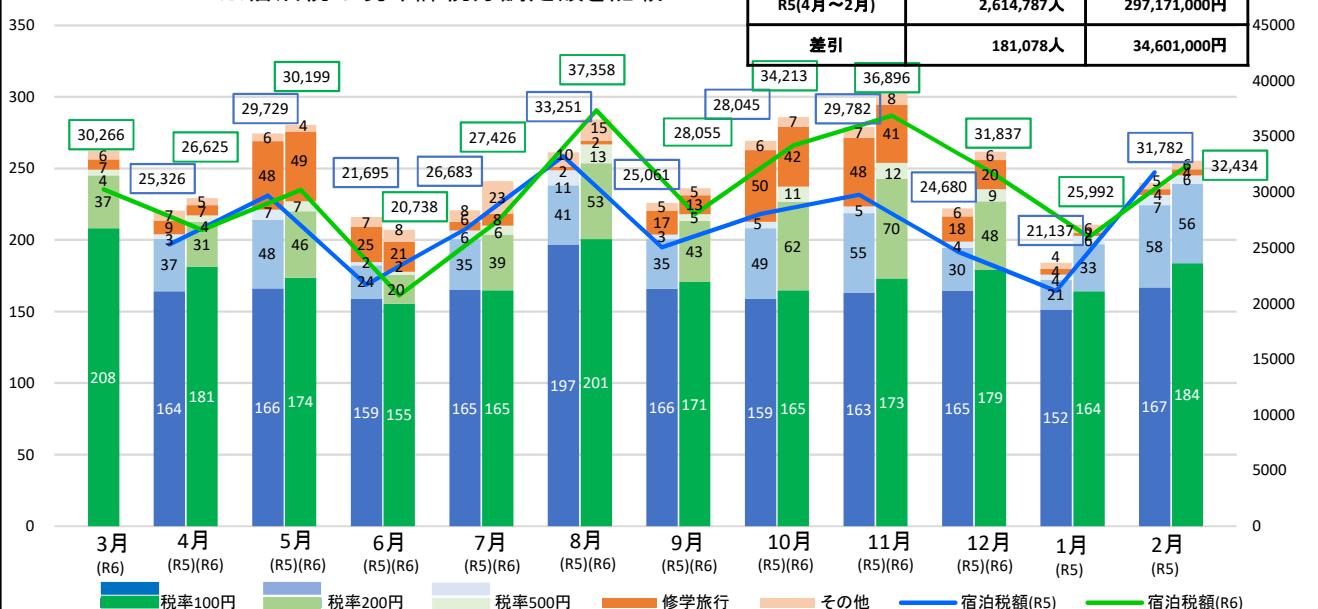
長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

ウ 税率

宿泊料金	税率
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

(2)令和5・6年度宿泊者数と宿泊税額

(千人) ※宿泊税は現年課税分調定額を記載

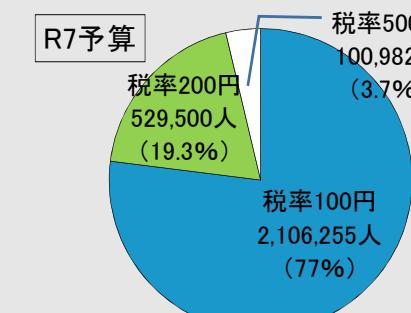
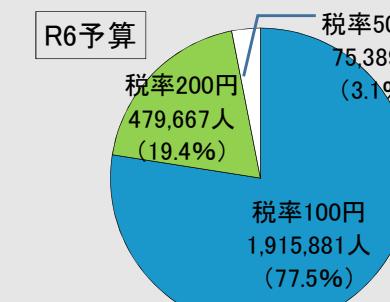
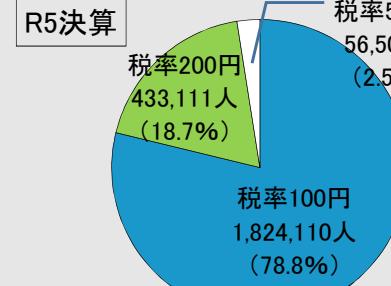
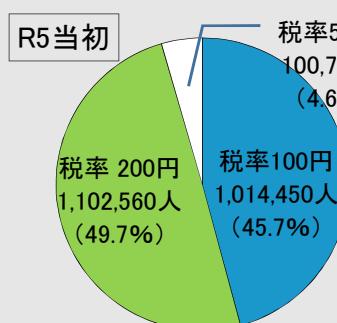


(3)令和5年度予算額・決算額・6年度・7年度予算額の比較

※宿泊税は現年課税分調定額を記載

令和5年度11か月分
令和6年度12か月分

	R5予算	R5決算	増減(R5予算-R5決算)	R6予算	R7予算	増減(R7予算-R6予算)
宿泊税	372,337千円	297,286千円	▲75,051千円	325,216千円	367,018千円	41,802千円
宿泊者数	2,217,770人	2,313,726人	95,956人	2,470,937人	2,736,737人	265,800人



4 税収の使途及び活用額 (R5~R7)

4 税収の使途及び活用額

1 宿泊税活用事業について

使途の方針：「**訪問客への還元**」

・利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当

2 使途の分類：「5つの柱」と宿泊税賦課費

分類	内容及び主な取り組み事例
①サービス向上・消費拡大	サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上に繋げる事業として、主に長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの充実に取り組む。
②情報提供	ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。
③受入環境整備	施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む。
④資源磨き	資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。
⑤緊急時の対応	基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当する。
⑥宿泊税賦課費	宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等に要する費用及び、宿泊税特別徴収義務者に対する交付金 ※納付額の2.5%（毎年度） ※令和5年度末に要綱を制定し、令和6年度より特別徴収事務報償金として支出予定

4 税収の使途及び活用額 (R5～R7推移)

宿泊税の活用額					(単位:千円)
分類	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	R7-R6 増減	増減の主な内容
① サービス向上・消費拡大	44,025	51,417	41,597	-9,820	・観光地域づくり推進費 ⇒ 活用額の減
② 情報提供	143,929	155,548	172,107	16,559	・【R7拡】インバウンド誘致広域連携事業
③ 受入環境整備	40,077	55,560	64,833	9,273	<ul style="list-style-type: none"> ・【R7新】タッチ決済導入(路面電車) ・【R7新】観光地公衆トイレ改修(R7稻佐山公園、平和公園) ・【R7新】観光資源魅力推進費(案内板改修) ・【R7新】観光地界隈交通誘導対策(オーバーリズム) ・【R7拡】総合観光案内所運営費(多言語ディスプレイ)
④ 資源磨き	0	0	23,200	23,200	【R7新】英國領事館(展示整備)
⑤ 緊急時の対応等	50,000	50,000	50,000		-観光交流基金積立(緊急時の対応など)
●宿泊税賦課費	19,140	12,691	15,274	2,583	宿泊税の周知・賦課に係る経費
合計	297,171	325,216	367,011	41,795	

4 税収の使途及び活用額 (R5)

R5

①訪問客へのサービス向上・消費拡大	44,025千円 (事業費 105,377千円)
○観光地域づくり推進費	40,550(63,999)
・サステナブルツーリズムとして、地域への貢献や地元の人々との交流プログラムを含む高付加価値な長期滞在型モデルプランの造成	
・体験コンテンツ予約・販売サイト「play nagasaki」やグルメサイト「ナガサキ飯」を活用した着地での情報提供の強化	
・市内事業者におけるGoogle Business Profileの活用を促進し、店舗情報の充実を図る取組み	
○長崎さるく推進費	2,072(38,197)
・長崎さるくの情報発信、ガイド研修	
○ナイトタイムエコノミー推進費	1,403(3,181)
・ナイトタイムエコノミーの活性化につながる、長崎ならではのコンテンツとなるような事業を募集し事業者のチャレンジを支援するもの	



【体験コンテンツの一例】



【長崎さるく】



【ナイトタイムエコノミー採択事業】

③観光施設などの受入環境整備	40,077千円 (事業費 107,992千円)
○観光地域づくり推進費	28,769(45,406)
・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成	
・ユニークベニューの活用等MICE開催時の市内周遊促進に向けた取組	
○世界遺産保存整備事業費「明治日本の産業革命遺産」	2,103(35,365)
・世界遺産ビジャーセンター(グラバー園 旧三菱第2ドックハウス内)のデジタル映像導入等による展示リニューアル	
○総合観光案内所運営費	9,205(27,221)
・長崎駅の総合観光案内所運営に係る費用	

②訪問客への情報提供	143,929千円 (事業費 234,895千円)
○観光地域づくり推進費	138,018(193,708)
・観光ワンストップサイト「travel nagasaki」における情報提供	
・Yahoo や Google、Instageram 等へのバナー掲出はじめとしたデジタル広告による訴求プロモーション	
○シーポルト来日200周年記念事業費	3,056(14,737)
・記念事業における広報プロモーション	
○世界・日本新三大夜景推進費	441(9,656)
・日本新三大夜景にかかる情報発信	
○さしみシティ推進事業費	2,414(16,794)
・訪問客に向けた長崎の魚のPRに関する費用	



【travel nagasaki】



【関東圏での夜景の写真展】



【さしみシティ紹介イメージ】

⑤緊急時の対応等	50,000千円
○観光交流基金積立金	
●宿泊税賦課費	19,140千円 (事業費19,154千円)
○宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等	



【グラバー園でのユニークベニュー】



【ビジャーセンター展示(5面ディスプレイ)】



【総合観光案内所】

R6

使途の分類と充当事業

①サービス向上・消費拡大

サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上につなげる事業として、長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの充実などに取り組む。

宿泊税充当額 51,417 千円(事業費 91,556千円)

○観光地域づくり推進費

- ・サステナブルツーリズムの推進
- ・体験商品・長崎グルメ情報の提供
- ・クチコミ対策、食の多様化への対応支援
- ・ガイドの育成

43,464(44,729)

10,436

17,632

12,976

2,420



【サステナブル「ツーリズム】

○長崎さるく推進費

- ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修

4,453(38,371)



【さるくイメージ風景】

○MICE推進費

- ・MICE開催に向けた機運醸成や、長崎が持つ地域資源・ユニークベニューを活用したレセプション等の実施

3,500(8,456)



【ユニークベニューの例】

R6

使途の分類と充当事業

②情報提供

ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。

宿泊税充当額 155,548千円（事業費 228,544千円）

○観光地域づくり推進費

- ・観光ワンストップサイトにおける情報提供
- ・デジタル広告等による訴求プロモーション
- ・MICE参加者市内回遊促進施策

141,001(171,332)
20,482
116,203
4,316

○観光客誘致推進費

- ・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR

3,000(10,727)

○さしみシティ推進事業費

- ・ガイドブック作成等による、誘客および訪問客への情報提供

5,647(25,464)



R6

使途の分類と充当事業

②情報提供

ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。

○世界・日本新三大夜景推進費 ・日本新三大夜景の情報発信	500(10,221)
○インバウンド誘致広域連携事業費 ・万博を契機とした他都市との連携 プロモーション、海外デジタル ノマド誘客	5,400(10,800)



【関東圏における夜景に係る写真展】



【デジタルノマドのイメージ】

R6

使途の分類と充当事業

③受入環境整備

施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む。

宿泊税充当額 55,560千円(事業費 131,770千円)	
○観光地域づくり推進費 ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成	42,945(85,134)
○観光産業人材育成事業費 ・将来の観光産業を支える人材の育成のための、小中学校における「観光教育出前授業」の実施	476(476)
○総合観光案内所運営費 ・訪問客の利便性向上のための情報展示や多言語による案内の実施(令和4年度に新設)	8,740(30,980)
○観光客受入環境整備費 ・Wi-Fi新設(長崎駅東口広場)、多言語案内板整備、オーバーツーリズム対策警備実施	3,399(15,180)



【観光まちづくりネットワーク】



【観光教育出前授業】



【総合観光案内所】



【多言語案内板】

R6

4 使途の分類と充当事業

④資源磨き

資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。

⑤緊急時の対応等

基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業(観光キャンペーン等)に充当する。

○観光交流基金積立金

宿泊税充当額 50,000千円

○宿泊税賦課費

宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金に充当する。

○宿泊税賦課費

宿泊税充当額 12,691千円(事業費 12,694千円)



R7

使途の分類と活用事業

①サービス向上・消費拡大

サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上に繋げる事業として、長崎ならではの朝方・夜型の体験コンテンツの充実や、インバウンド対応として英語ガイドの育成などに取り組む。

宿泊税活用額 41,597 千円(事業費 93,113千円)

○観光地域づくり推進費 ・多様なインバウンドニーズへの対応支援 ・サステナブルツーリズムの推進 ・英語ガイドの育成	33,858(37,539) 17,091 8,441 8,326
○長崎さるく推進費 ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修	2,739(41,574)
○食・観光高付加価値化事業費 ・和華蘭グルメの磨き上げや食のコンテンツ造成	5,000(14,000)



【さるくイメージ風景】

【食の高付加価値化】
（卓袱料理）

R7

使途の分類と活用事業

②情報提供

ICTなどの活用により、訪問客が求める情報を適時提供し、満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。

宿泊税活用額 172,107千円（事業費 232,153千円）

○観光地域づくり推進費 ・デジタル広告・OTA等によるプロモーション ・観光ワンストップサイトにおける情報提供 ・各市場(国内・インバウンド・MICE)の特性に応じたセールスによる誘致活動 ・MICE参加者市内回遊促進施策	153,047(176,119) 91,808 34,726 19,795 6,718
○インバウンド誘致広域連携事業費 ・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタルノマド誘客	10,250(20,500)
○観光客誘致推進費 ・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR	3,000(9,124)
○さしみシティ推進事業費 ・さしみシティの域外へのPR	5,810(26,410)



【ランタンフェスティバルの周知】



【ドラマを活用したPR】



【さしみシティのPR】

R7

使途の分類と活用事業

③受入環境整備

施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、観光案内所の運営や、路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援、公衆トイレの改修などに取り組む。

宿泊税活用額 64,833千円(事業費 295,332千円)	
○観光地域づくり推進費 ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 ・事業者ネットワークの活性化事業	19,471(68,298) 10,945 8,526
○総合観光案内所運営費	12,105(34,052)
○観光客受入環境整備費 ・オーバーツーリズム対策警備実施	2,129(11,172)
○路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援	23,000(138,000)
○公園等維持管理費 ・公衆トイレの改修	5,750(40,750)



【観光まちづくりネットワーク】



【タッチ決済のイメージ】



観光案内所における多言語翻訳機

R7

使途の分類と活用事業

③受入環境整備

○観光産業人材育成事業費

- ・将来の観光産業を支える人材の育成のため、小中学校における「観光教育出前授業」の実施

1,718(1,718)



【観光教育出前授業の風景】

○観光資源魅力推進費

- ・案内板改修(多言語化やユニバーサルデザイン等)

660(1,342)



【多言語案内板】

④資源磨き

資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。

○国指定重要文化財旧長崎英國領事館

- ・英國領事館における展示等の実施設計及び整備

23,200
(282,000)

【旧長崎英國領事館】

R7

使途の分類と活用事業

⑤緊急時の対応等

基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業(観光キャンペーン等)に活用する。

○観光交流基金積立金

宿泊税活用額 50,000千円

○宿泊税賦課費

宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金に活用する。



○宿泊税賦課費

宿泊税活用額 15,274千円(事業費 15,278千円)

5 他都市の導入・見直し検討状況

4 他都市の導入・見直し検討状況

	東京都	大阪府	京都市																						
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1																						
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため																						
税率	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>1万円以上1万5千円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以上</td> <td>200円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	1万円以上1万5千円未満	100円	1万5千円以上	200円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>5千円以上1万5千円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以上2万円未満</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	5千円以上1万5千円未満	200円	1万5千円以上2万円未満	400円	2万円以上	500円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上5万円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	2万円未満	200円	2万円以上5万円未満	500円	5万円以上	1,000円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
1万円以上1万5千円未満	100円																								
1万5千円以上	200円																								
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
5千円以上1万5千円未満	200円																								
1万5千円以上2万円未満	400円																								
2万円以上	500円																								
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
2万円未満	200円																								
2万円以上5万円未満	500円																								
5万円以上	1,000円																								
免税点	あり 宿泊料金が1人1泊1万円未満の宿泊	あり (R7.9～) 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊	なし																						
課税免除等	なし	なし	・修学旅行その他学校行事の参加者・引率者 ・保育所等の施設が主催する行事に参加する満3歳以上の幼児・引率者(R3.4～)																						
税収規模	2.5億円 (R3現年調定額) 15.8億円 (R4現年調定額) 44.0億円 (R5現年調定額)	3.4億円 (R3現年調定額) 10.6億円 (R4現年調定額) 25.1億円 (R5現年調定額)	16.3億円 (R3現・滞収入額) 30.5億円 (R4現・滞収入額) 52.0億円 (R5現・滞収入額)																						
見直し検討スパン	5年	5年	5年。ただし、導入して1年6か月後にも検討を行う																						
見直し検討時期	令和5年度	平成30年度(免税点の変更) 令和5年度(R7.4月以降の修学旅行生等の課税免除)	令和6年度																						
検討組織	東京都税制調査会【附属機関ではなく懇談会的な組織】	大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議【既存の附属機関】	京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会【既存組織を活用。条例に定める特別委員の設置】																						
検討後の方向性	税率の引き上げ検討(令和7年内めどに概要を取りまとめる)	課税免除について令和7年4月1日施行 免税点及び税率の変更について令和7年9月1日施行予定	令和8年3月1日以降の宿泊から、新税率の適用を予定																						

4 他都市の導入・見直し検討状況

	金沢市	倶知安町	福岡県						
施行日	H31.4.1	R元.11.1	R2.4.1						
目的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことをを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実 その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため						
税率	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>5千円以上2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	5千円以上2万円未満	200円	2万円以上	500円	1人当たり、1部屋当たり、1棟当たり 宿泊料金の2%	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市、北九州市以外 宿泊者1人1泊当たり 200円 ・福岡市、北九州市 宿泊者1人1泊当たり 50円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率								
5千円以上2万円未満	200円								
2万円以上	500円								
免税点	あり (R6.10~) 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊	なし	なし						
課税免除等	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高校等の修学旅行等の参加者・引率者 ・中学校、高校、大学等の生徒・学生で職場体験を行うもの 	なし						
税収規模	4.3億円 (R2現年調定額) 5.0億円 (R3現年調定額) 7.7億円 (R4現年調定額)	1.8億円 (R元現・滞収入額) 0.5億円 (R2現・滞収入額) 0.7億円 (R3現・滞収入額)	8.9億円 (R3現年調定額) 13.1億円 (R4現年調定額) 28.2億円 (R5現・滞収入額)						
見直し検討スパン	5年	5年	3年 その後は5年ごと						
見直し検討時期	令和5年度		令和5年度						
検討組織	金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査 検討会議【設置要綱に基づくもの】		福岡県宿泊税検討委員会【設置要綱に基づくもの】						
検討後の方向性	免税点の設定		現行の税制度の維持						

4 他都市の導入・見直し検討状況

	福岡市	北九州市	長崎市														
施行日	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1														
目的	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため														
税率	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>2万円未満</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>450円</td> </tr> </table> ・福岡県分も含めると、宿泊者の負担はそれぞれ50円増	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	2万円未満	150円	2万円以上	450円	定額 宿泊者1人1泊当たり 150円 ・福岡県分も含めると、宿泊者の負担は200円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万円以上2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	1万円未満	100円	1万円以上2万円未満	200円	2万円以上	500円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																
2万円未満	150円																
2万円以上	450円																
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																
1万円未満	100円																
1万円以上2万円未満	200円																
2万円以上	500円																
免税点	なし	なし	なし														
課税免除等	なし	なし	・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者														
税収規模	11.1億円 (R3現・滞収入額) 19.1億円 (R4現・滞収入額) 28.2億円 (R5現・滞収入額)	2.6億円 (R3現年調定額) 3.3億円 (R4現年調定額) 3.8億円 (R5現年調定額)	3.0億円 (R5現年調定額)														
見直し検討スパン	3年 その後は5年ごと	3年 その後は5年ごと	3年														
見直し検討時期	令和5年度	令和5年度															
検討組織	福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会【設置要綱に基づくもの】	北九州市宿泊税検討会【附属機関ではなく、今後の宿泊税の在り方に関する検討を行う目的で設置された組織】															
検討後の方向性	現行制度を継続	現行制度を継続															

6 直近に導入及び 導入予定の他都市の状況

5 直近に導入及び導入予定の他都市の状況

	北海道二セコ町	愛知県常滑市	静岡県熱海市										
施行日	R6.11.1	R7.1.6	R7.4.1										
目的	景観と環境を保全し、リゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備や観光資源の磨き上げ、情報発信の充実により、さらなる来訪者(宿泊者)の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上し続ける好循環を形成する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため										
税率	定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上5万円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上10万円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当分の間、宿泊料金が 5,001 円未満の場合は 100 円</p>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	2万円未満	200円	2万円以上5万円未満	500円	5万円以上10万円未満	1,000円	10万円以上	2,000円	定額 宿泊者1人1泊当たり 200円	定額 宿泊者1人1泊当たり 200円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率												
2万円未満	200円												
2万円以上5万円未満	500円												
5万円以上10万円未満	1,000円												
10万円以上	2,000円												
免税点	なし	なし	なし										
課税免除等	修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者	なし	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加しているもの (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により規則で定めるもの										
税収見込額													
見直し検討スパン	条例の施行後5年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと											

5 直近に導入及び導入予定の他都市の状況

	岐阜県高山市	島根県松江市	宮城県仙台市												
施行日	R7.10月	R7.12.1	R8.1.13												
目的	国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させ、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりに要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高めるとともに、将来にわたって持続可能な観光地として発展していくための施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てるため												
税率	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万円以上3万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>3万円以上</td> <td>300円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	1万円未満	100円	1万円以上3万円未満	200円	3万円以上	300円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>5千円以上</td> <td>200円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	5千円以上	200円	定額 <p>宿泊者1人1泊当たり 6千円以上 200円 (宮城県分も含めると、300円)</p>
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率														
1万円未満	100円														
1万円以上3万円未満	200円														
3万円以上	300円														
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率														
5千円以上	200円														
免税点	なし	あり 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊	あり 宿泊料金が1人1泊6千円未満の宿泊												
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・学校の行事で行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく学校行事(修学旅行、集団宿泊活動等)で、全校又は学年単位で実施されるもの。対象者は学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の児童、生徒、学生とその引率者 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童・学生等の引率者が教育課程内の教育活動又は部活動として宿泊する場合 ・保育所、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業者内保育事業を行う施設において満3歳以上の児童や引率者が当該施設が主催する行事として宿泊する場合 												
税収見込額		(平年度)約3.3億円													
見直し検討スパン	条例施行後3年、その後5年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと	条例施行後3年、その後5年ごと												

7 アンケート調査結果(宿泊事業者)

別紙【資料3】

8 アンケート調査結果 (R6年度日本人観光動向調査)

別紙【資料4】

9 県内自治体の宿泊税導入に関する動き

9 県内自治体の宿泊税導入に関する動き

自治体	検討状況
長崎県	<ul style="list-style-type: none">●長崎県の観光振興の新たな財源の検討するため県観光審議会に専門委員会を設置。第2回専門委員会で「宿泊税」を軸に検討を進める方向性でまとまった。 <p style="text-align: right;">(以上、R7.6.7付 長崎新聞)</p>
佐世保市	<ul style="list-style-type: none">●長崎県が新たな観光振興財源の一つとして検討する「宿泊税」について、佐世保市内の26事業者が加盟する「佐世保旅館ホテル協同組合」が反対を表明●佐世保市長は、宿泊税導入について「県が対応しているので注視したい」 <p style="text-align: right;">(以上、R7.6.6付 長崎新聞)</p> <ul style="list-style-type: none">●市としても宿泊税を含む新たな観光振興財源の導入の是非を早急に検討する考えを示した <p style="text-align: right;">(以上、R7.6.24付 長崎新聞)</p>
雲仙市	<ul style="list-style-type: none">●市宿泊税検討委員会の設置条例案を令和7年6月議会へ提出 <p style="text-align: right;">(R7.5.28付 西日本新聞)</p>

10 次期戦略の基本方針(案) 及び宿泊税の活用イメージ

（本日委員の皆様にご意見いただきたいこと

このあと、第2次長崎市観光・MICE戦略のビジョン、基本方針、基本施策（案）の方向性と、宿泊税活用の基本方針、5つの分類、活用例についてご説明しますが、以下の事項についてご意見をいただきたい。

- ・使途の方針にもとづく5つの分類、及び分類に紐づく取組み、事業について、特に「訪問客への還元」に寄与する効果的でわかりやすい取り組みについてどのようなものが考えられるか。
- ・宿泊税検討委員会からの提言に、「既存事業の財源の振替となることのないようにすること」とあるが、既存事業でも充実、拡大ととらえられる取組みが考えられないか。

10 次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ

長崎市の現状と課題（SWOT分析から取り組むべきことの検討）

Opportunity 機会		Strength 強み	Weakness 弱み
<ul style="list-style-type: none"> ■ 長崎空港の国際便やクルーズ船寄港の再開 ■ 西九州新幹線の開業 ■ 高級ホテルの増加 ■ インバウンドを含む訪問客の回復 ■ サステナブルツーリズムへの関心の高まり ■ 長崎を舞台にしたドラマ・アニメの増加 ■ ポストコロナでの地域分散 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産・歴史文化・平和都市としての独自性・国際性 ■ 長崎夜景・異国情緒・教会群など唯一無二の観光資源 ■ 独自の歴史、文化が生み出す多様な食のコンテンツ ■ 港まち、コンパクトシティ ■ 出島メッセ長崎、スタジアムシティの存在 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内外からのアクセスの不便さ（航空・鉄道） ■ 二次交通利用難易度の高さ（バス、路面電車） ■ バリアフリー化整備不足 ■ 飲食、土産物に対する需要と供給のずれ ■ インバウンド対応力（多言語、キャッシュレス、Wi-Fi等）の不足 ■ 閉散期と繁忙期の観光入込のばらつき
		(積極的戦略) KSF	(改善戦略) KSF
		<p>(差別化戦略) KSF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化、食等を活かした観光地としての認知度向上 ⇒食やスポーツなどを活かした観光コンテンツの磨き上げ ・平和学習の地としての地位確立 ⇒広島市等との連携 ・国際MICE都市としての地位確立 ⇒MICE、スタジアムシティとの連携 ・広域観光連携の推進 ⇒西のゴールデンルートアライアンス 	<p>(改善戦略) KSF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス利便の整備改善 ⇒交通事業者との連携（MaaSの推進） ・観光地としての快適性を上げる環境整備 ⇒観光案内機能の強化、多言語案内表記、外国語ガイド育成、キャッシュレス決済の拡充 ・事業者連携と稼ぐ力の向上 ⇒事業者ネットワークによる協業促進
		(差別化戦略) KSF	(致命傷回避戦略) KSF
		<p>(差別化戦略) KSF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高単価で質の高い旅行者の獲得 ⇒サステナブルツーリズム ・地域のファン化によるリピーターの獲得 ⇒観光ストーリーの構築・観光コンテンツの充実 ⇒洋館活用の検討 ・シビックプライドの更なる醸成 ⇒観光人材育成 	<p>(致命傷回避戦略) KSF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心、快適な滞在環境の構築 ⇒施設整備、バリアフリー情報の充実、ユニバーサルツーリズムの推進 ・労働環境の改善 ⇒人材育成、待遇改善 ・市民生活と観光の調和 ⇒オーバーツーリズム対策 ・観光危機への対応力の向上 ⇒観光危機管理計画の策定、観光交流基金の準備 ・イベントの収益の改善 ⇒有料イベントの創出 ・観光需要平準化（閉散期需要創造） ⇒食・観光の高付加価値化、訪問客の多様化（ハド等）

※KSF…重要成功要因 (key success factor)

※KGI…重要目標達成指標（旅行消費額、MICE消費額、訪問客の満足度、事業者の満足度、市民の満足度）

10 次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ

(仮称) 第二次観光・MICE戦略 (2026-2030) の方向性 (案)

ビジョン

世界とつながる持続可能な交流都市 長崎
——ここにしかない、えらばれる価値を。

目指す交流都市像

- 1 訪問客がより長く、何度も訪れたくなるまち
- 2 事業者が地域資源を活かし交流で稼ぐまち
- 3 市民が誇りをもって観光まちづくりに関わるまち
- 4 危機や変化に強くしなやかに対応するまち

基本方針・基本施策

- A 滞在価値の最大化とリピーター創出につながる魅力づくり
 - A1: 長崎ならではの高付加価値観光コンテンツの開発
 - A2: 長期滞在・周遊を促進する環境整備とルート形成
 - A3: 夜間・季節・悪天候時対応コンテンツの強化
- B 観光・MICE関連産業の持続的成長
 - B1: 観光・MICE産業の収益力と競争力の強化
 - B2: MICEの地域波及効果の拡大
 - B3: 観光・MICE分野の人材育成と雇用創出
- C 市民参加と共感による観光まちづくりの推進
 - C1: 観光に関わる市民参画の機会創出
 - C2: 観光を通じた地域愛・郷土理解の醸成
 - C3: 観光による地域課題の解決と共生の実現
- D 危機や変化に強くしなやかに対応する観光都市の基盤づくり
 - D1: 観光危機対応力とレジリエンスの向上
 - D2: マーケティングとデジタル活用の高度化
 - D3: 柔軟な戦略転換と官民連携体制の強化

宿泊税の活用方針

- (1)使途の方針:「訪問客への還元」
・利便性の向上・満足度の向上・再訪意欲の向上などに寄与する事業に充当
- (2)使途の分類:下記の「5つの柱」と宿泊税賦課費
- ①サービス向上・消費拡大
サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上に繋げる事業として、長崎ならではの朝方・夜型の体験コンテンツの充実や、インバウンド対応として英語ガイドの育成などに取り組む。
 - ②情報提供
ICTなどの活用により、訪問客が求める情報を適時提供し、満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む。
 - ③受入環境整備
施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、観光案内所の運営や、路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援、公衆トイレの改修などに取り組む。
 - ④資源磨き
資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む。
 - ⑤緊急時の対応等
基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業(観光キャンペーン等)に活用する。
- ※その他…宿泊税賦課費(宿泊税賦課業務に係る費用及び宿泊税特別徴収事務報償金に活用する。)

【宿泊税検討委員会からの提言（抜粋）】

- ①基本的に、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することとし、既存事業の財源の振替となることのないようにすること。
- ②納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりしていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

10 次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ

基本施策	宿泊税の活用例 【】はR7年度事業	宿泊税の使途の分類
A1: 長崎ならではの高付加価値観光コンテンツの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なインバウンドニーズへの対応支援、英語ガイド育成【観光地域づくり推進費】 ・伝統文化体験に対応する多言語パンフレット・Web発信支援 ・和華蘭グルメの磨き上げや食のコンテンツ造成【食・観光高付加価値化事業費】 	①サ向・消拡大 ②情報提供 ④資源磨き
A2: 長期滞在・周遊を促進する環境整備とルート形成	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルツーリズムの推進【観光地域づくり推進費】 ・路面電車におけるタッチ決済機器導入への支援 ・公衆トイレの改修【公園等維持管理費】 ・総合観光案内所の運営【総合観光案内所運営費】 	①サ向・消拡大 ③受入環境整備 ④資源磨き
A3: 夜間・季節・悪天候時対応コンテンツの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・夜景観光・ナイトマーケット等の実施・継続支援 ・屋内施設での体験コンテンツ強化(展示演出・多言語対応) ・季節イベントの企画費・地域事業者連携支援 	①サ向・消拡大 ④資源磨き
B1: 観光・MICE産業の収益力と競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者ネットワークの活性化事業【観光地域づくり推進費】 ・DX支援・収益力強化に向けたセミナー実施支援 ・観光パッケージ造成支援(宿泊・食・交通の連携) 	①サ向・消拡大 ③受入環境整備
B2: MICEの地域波及効果の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・産業見学や地元体験プログラム開発支援 ・MICE向け地域食材ケータリングやノベルティの企画支援 ・MICE参加者市内回遊促進施策【観光地域づくり推進費】 	①サ向・消拡大 ②情報提供
B3: 観光・MICE分野の人材育成と雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成【観光地域づくり推進費】 ・語学・ホスピタリティ・IT研修への助成 ・地元教育機関との連携教育プログラム支援 	③受入環境整備

10 次期戦略の基本方針(案)及び宿泊税の活用イメージ

基本施策	宿泊税の活用例 【】はR7年度事業	宿泊税の使途の分類
C1: 観光に関する市民参画の機会創出	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修【長崎さるく推進費】 ・市民参加型アイデアコンテスト運営費助成 ・地域イベントへの観光客誘導広報費支援 	①サムライ・消拡大 ②情報提供 ③受入環境整備
C2: 観光を通じた地域愛・郷土理解の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の観光産業を支える人材の育成のため、小中学校における「観光教育出前授業」の実施【観光産業人材育成事業費】 ・地元メディア活用キャンペーン支援 ・観光まちづくり講座の開催支援 	②情報提供 ③受入環境整備
C3: 観光による地域課題の解決と共生の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー啓発活動支援(ガイドライン作成・掲示等) ・空き家・耕作放棄地活用プロジェクト支援 ・オーバーツーリズム対策警備実施【観光客受入環境整備費】 	②情報提供 ③受入環境整備
D1: 観光危機対応力とレジリエンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・観光BCP作成支援・マニュアル配布 ・多言語対応・災害対応アプリ導入助成 ・防災型観光施設モデル事業の助成 	③受入環境整備
D2: マーケティングとデジタル活用の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光データ収集・分析システム導入支援 ・デジタル広告・OTA等によるプロモーション【観光地域づくり推進費】 ・観光ワンストップサイトにおける情報提供【観光地域づくり推進費】 	①サムライ・消拡大 ②情報提供
D3: 柔軟な戦略転換と官民連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各市場(国内・インバウンド・MICE)の特性に応じたセールスによる誘致活動【観光地域づくり推進費】 ・万博を契機とした他都市との連携プロモーション、海外デジタルノマド誘客【観光地域づくり推進費】 ・長崎市を舞台とした映画、ドラマ等の作品や出演する著名人を活用したPR【観光客誘致推進費】 ・さしみシティの域外へのPR【さしみシティ推進事業費】 	①サムライ・消拡大 ②情報提供

11 税率体系の比較

（本日委員の皆様にご意見いただきたいこと

現在、長崎市においては、宿泊税は段階的定額制により課税しているところであるが、他都市（具知安町のみ）では定率制による課税を行っているところもあり、税の公平性・制度の安定性・観光振興との整合性等の観点から次ページのとおり税率体系を整理いたしました。以下の事項についてご意見をいただきたい。

- ・定額制、段階的定額制、並びに定率制について、それぞれの特徴として考えられるメリット、デメリットを示しているが、今後の税率体系についてご意見をいただきたい。

11 税体系の比較

	定額制	段階的定額制	定率制
内容	宿泊料金の多寡に関わらず、1人1泊あたり一定額の税金を課税する方式	宿泊料金の区分に応じて、異なる定額の税額を課税する方式	宿泊料金に対して一定の割合を課税する方式
事例	福岡県（福岡市、北九州市以外）一律200円	東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡市、北九州市、長崎市 長崎市の場合 100円～500円	俱知安町 1人1泊、1棟1泊、1部屋1泊の宿泊料金の2%
メリット	【簡素性】 仕組みが分かりやすく、税額の計算が容易で、事務負担が最小限ですむ	【分かりやすさと計算の容易性】 定率制に比べて税額が分かりやすく、計算も比較的容易である 【低価格帯への配慮と公平性】 低価格帯への配慮が可能で、高価格帯からはより多く徴収し、一定の公平性を確保できる	【担税力に応じた公平性】 高額な宿泊をする富裕層ほど多く負担し、担税力に応じた公平性が高い 【税収の伸張性】 宿泊料金が高価格化した場合やインフレが進んだ場合、税収の伸びが大きく期待できる
デメリット	【負担の公平性の欠如】 低価格帯の宿泊者には相対的に税負担が重く、高価格帯の宿泊施設が優遇されるため、担税力に応じた公平性に欠ける 【低価格帯宿泊施設への影響】 税の追加が消費者の施設の選択に影響を与え、施設の需要が低下する可能性がある	【免税点設定の複雑性】 免税点や区分の境界線での判断が事務負担となる場合がある 【税収の伸張性】 宿泊料金が低価格化した場合やデフレが進んだ場合、税収の大幅な減の可能性がある	【事務負担の複雑性】 一人一人の宿泊料金の算定に手間がかかるため徴収の事務負担が大きい